

子育てのための施設等利用給付認定申請について

令和元年10月1日から、幼児教育・保育利用料の無償化がスタートし、「子どものための教育・保育給付」制度に加え、「子育てのための施設等利用給付」制度が新たに創設されました。お子さんの通われる施設や利用状況等により、無償化の対象となるための認定申請手続きをお取りください。

施設等利用給付認定の種類

認定区分	対象者	主な利用先施設
新1号認定	新制度未移行の幼稚園に所属(予定)のお子さんで、保護者に就労等の保育要件が該当しない方 ※新2号・新3号以外	新制度未移行幼稚園
新2号認定	幼稚園・認定こども園(1号教育認定)に所属(予定)のお子さんで、保護者の就労や病気など、保育の必要な事由により、 預かり保育を希望する方	幼稚園 認定こども園(幼稚園分)
	認可外保育施設の 3・4・5歳児クラス に所属(予定)のお子さんで、保護者の就労や病気など、保育の必要な事由に該当する方	認可外保育所(届出保育所)
新3号認定	幼稚園・認定こども園(1号教育認定)に 満3歳児入園(予定) のお子さんで、 住民税非課税世帯 であり、保護者の就労や病気など、保育の必要な事由により、 預かり保育を希望する方	幼稚園 認定こども園(幼稚園分)
	認可外保育施設の 0.1.2歳児クラス に所属(予定)のお子さんで、 住民税非課税世帯 であり、保護者の就労や病気など、保育の必要な事由に該当する方	認可外保育所(届出保育所)

※新制度未移行幼稚園とは、「子どものための教育・保育給付制度」に移行していない施設です。これまでは、認定申請の対象外となっていました。移行の有無については幼稚園に確認してください。

※新2号・新3号認定となるには、保護者が保育を必要とする以下の事由に該当する必要があります。

保育を必要とする事由	
① 月64時間(週に16時間)以上就労している	⑥ 求職活動又は起業の準備を行う
② 出産予定である(出産予定日の前後各2か月程度の間)	⑦ 卒業後就労を目的とした職業訓練校や大学等へ通学している
③ 保護者の病気、負傷又は心身障害で保育が困難である	⑧ 虐待やDVの恐れがある
④ 同居又は長期入院している親族などの介護・看護をしている	⑨ 児童を養育する能力が著しく欠如している場合など、その他児童福祉の観点から保育の実施が必要であり、上記①～⑧に類すると、町長が認める場合
⑤ 災害の復旧	

※保育要件が求職活動の場合、認定期間は2か月間となり、活動報告書を提出いただくこととなります。

(該当者へは別途通知します。)

※認定申請の内容に変更がある場合は、適宜こども育成課へ変更手続きにおいでください。

無償化の上限

認定区分により、月額利用料無償化の上限が異なります。また、「施設等利用給付の確認」を市町村から受けている施設・事業が無償化の対象です。

認定区分	主な利用先施設	利用料無償化上限額
新1号認定	新制度未移行幼稚園	月額：上限25,700円
新2号認定	幼稚園 認定こども園(幼稚園分)	月額：上限25,700円＋預かり保育料上限11,300円 (日額上限450円×利用日数)
	認可外保育所(届出保育所)	月額：上限37,000円
新3号認定	幼稚園 認定こども園(幼稚園分)	月額：上限25,700円＋預かり保育料上限16,300円 (日額上限450円×利用日数) ※住民税非課税世帯であることが要件
	認可外保育所(届出保育所)	月額：上限42,000円 ※住民税非課税世帯であることが要件

※幼稚園等の預かり保育は、日額換算により精算となります。

※幼稚園等の預かり保育が、基準（平日の教育時間とあわせて8時間以上/年間200日開所）に満たない場合などには、認可外保育施設等（一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象）を利用する場合も上限の範囲内で無償化の対象となります。

※利用施設毎に設定する通園送迎費や給食費、教材費などは保護者負担のままで無償化の対象外です。

提出必要書類

新1号認定の必要書類は、子育てのための施設等利用給付認定申請書のみとなります。

新2号・新3号認定の場合は、申請書に加えて保育の要件を確認するため、以下の「保育を必要とする事由」ごとに証明書類を添付し提出してください。また、保護者以外の65歳未満の同居者(同住所地)がいる場合は、原則として保護者と同様に保育を必要とする証明書類の添付が必要です。

保育を必要とする事由	提出必要書類
就労(自営)している ⇒	就労証明書(詳細版【全国共通様式】)※自営業の方は、別途自営をしていることが分かる証明の提出が必要です。
出産予定 ⇒	母子手帳(出産予定日がわかるもの)の写し
傷病等療養中・心身障がい ⇒	医師の診断書(保育を必要とする理由等記載があるもの) ※身体・精神障害者・療育手帳等の写し
介護(看護)している ⇒	介(看)護申出書と介(看)護を受ける方の証明(認定通知や診断書)
災害の復旧 ⇒	罹災証明等
求職活動 ⇒	就労誓約書
学校等に通っている ⇒	在学証明書
その他 ⇒	在宅勤務や自営業の就労場所が自宅の場合は、別途スケジュール表の提出が必要となる等、状況により追加書類の提出が必要です。

※申請書類以外は篠栗町のHPからもダウンロードできます。

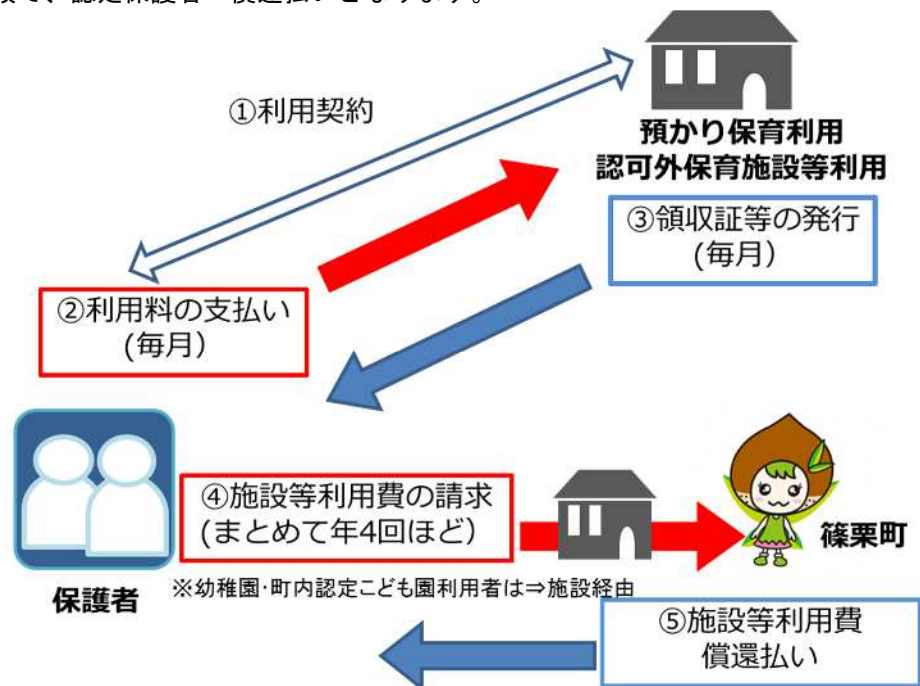
提出期限

申請書類の提出期限は以下の表のとおりです。

令和5年度 申請提出期限	
R5年4月1日認定 ⇒ 3月 3日(金)	R5年10月1日" ⇒ 9月 5日(火)
R5年5月1日 " ⇒ 4月 5日(水)	R5年11月1日" ⇒ 10月 4日(水)
R5年6月1日 " ⇒ 5月 8日(月)	R5年12月1日" ⇒ 11月 6日(月)
R5年7月1日 " ⇒ 6月 5日(月)	R6年1月1日 " ⇒ 12月 5日(火)
R5年8月1日 " ⇒ 7月 5日(水)	R6年2月1日 " ⇒ 12月 5日(火)
R5年9月1日 " ⇒ 8月 3日(木)	R6年3月1日 " ⇒ 12月 5日(火)

施設等利用費の償還払いの流れについて

幼児教育・保育の無償化による認可外保育施設の利用料や幼稚園の預かり保育料については、以下のイメージ図の要領で、認定保護者へ償還払いとなります。



- 利用契約等に基づき、施設（認可外保育施設、預かり保育、ファミリーサポート等）を利用します。 **図①**
- 預かり保育料及び認可外保育施設等利用料の無償化は、上限額の範囲内で償還払いとなり、一旦利用料金を施設へお支払いいただきます。 **図②**
- 利用施設から月毎に領収書と提供証明書が発行されます。篠栗町への請求手続きに必要となりますので大切に保管してください。 **図③**
- 施設等利用費請求書を作成し、篠栗町の指定日までに、**③**の領収書等を添付し、利用費の請求手続きを行います。 **図④** ※詳細は **請求方法について** をご覧ください

○篠栗町が請求内容を審査後、指定口座（給付認定保護者名義に限る）に料金を振り込みます。㊟⑤

請求方法について

施設等利用費請求書を作成し、利用施設が発行する領収証及び提供証明書等を添付して提出します。

お子さんの利用施設により、書類提出先が異なりますのでご注意ください。

※振込先については、別途振込口座登録のお手続きが必要です。詳細は別紙をご確認ください。

※施設等利用費請求書(償還払い用)については、役場こども育成課の窓口で配布、または篠栗町のHPにてダウンロードが可能です。

※施設等利用費請求書の提出期限や振込予定日については、後日認定保護者に通知いたします。

その他 注意事項

主な利用先施設	請求書類提出先	主な利用先施設
篠栗町立幼稚園(新2号認定預かり保育料) 勢門幼稚園	利用施設	新2号認定預かり保育料上限11,300円 (日額上限450円×利用日数)
新制度未移行幼稚園(新1号認定保育料+新2号認定預かり保育料)		新3号認定預かり保育料上限16,300円 (日額上限450円×利用日数) ※住民税非課税世帯であることが要件
町内認定こども園(新2号・新3号認定預かり保育料) あすなる保育園・キッズドリーム幼児園・和田幼稚園・篠栗どろんこ保育園		
町外認定こども園(新2号認定預かり保育料)	こども育成課	新2号認定月額: 上限37,000円
新制度移行幼稚園(新2号認定預かり保育料)		新3号認定月額: 上限42,000円 ※住民税非課税世帯であることが要件
町内及び町外の認可外保育施設(保育料) ※利用施設が給付確認施設であること		

○利用施設毎に設定する通園送迎費や給食費、教材費などは保護者負担のまま無償化の対象外です。

○保育要件や利用施設など、認定申請の内容に変更がある場合は、変更手続きが必要です。こども育成課までおいでください。

○要件の継続確認のため、申請後も年度に1回は現況確認を行います。虚偽の報告や実態の伴わない報告により、利用費の給付を受けた場合は認定を取消し、無償化の対象外となります。

ご不明な点は、こども育成課 こども育成係 TEL092-947-1372 までお問い合わせください。